

# 香南市立赤岡中学校 いじめ防止基本方針

令和6年11月改定

## はじめに ーいじめに関する基本的な考え方ー

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人ひとりが、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもに心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、学校・保護者・地域住民・教育委員会・関係機関が連携しながら、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

こうした認識のもと、国において、いじめへの取組を一層進めるため、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

香南市立赤岡中学校（以下「本校」という）は、生徒等の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第十三条の規定に基づき、国・高知県・香南市の基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### いじめ防止対策推進法 第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・保護者・地域住民・教育委員会・関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

#### ○ 学校としての基本理念

- ・人権が尊重され、安心して生活できる学校づくりを、あらゆる教育活動を通じて行う。
- ・いじめのない社会を、生徒が主体的に形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じたいじめ防止の取組を指導・支援する。
- ・「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを強く意識し、いじめの防止・早期発見・早期解決ができるよう、保護者・地域住民・教育委員会・関係機関等と連携して、様々な場面での連携を行う。
- ・いじめは絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを生徒に日頃から伝えていく。いじめの把握に努め、その防止や対処に当たっては組織的に取り組む。
- ・生徒に対して定期的なアンケート調査や、個別の面談を実施するなどして、生徒一人ひとりに寄り添った関わりをしていく。

#### ○ 生徒への願い

- ・自分も他の人もかけがえのない大切な存在であることを認識し、夢や希望のある未来を築いていくために、何事にも意欲を持って取り組んでいこうとする態度を身に付ける。
- ・自分がいじめられていると感じたときには、すぐに周りの友だちや保護者、教職員、相談機関などに相談し、一人でがまんしたり、悩んだりしないようにする。
- ・周りにいじめがあると思われるときは、当事者に声がけをすることや、保護者や教員などに相談するように心掛ける。

## 2 いじめの定義

**(定義) いじめ防止対策推進法 第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにしなければならない。例えばいじめられていても、本人がそれを否定するケースが多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（赤岡中学校校内支援委員会 以下：校内支援委員会）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいた場合、当該生徒がそのことを知らずにいるようなことなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考えられる。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を校内支援委員会で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## II いじめ防止等のための取組

### 1 本校いじめの現状・課題

本校では、人間関係の希薄さに起因するSNS等でのトラブルやふざけがエスカレートしたケース等、いじめまたはそれに類する他者への侵害行為があり、いじめとして認知し指導や解決に向け取り組むこともある。

本校のいじめの認知件数の現状は、令和4年度3件、令和5年度の2件となっている。そのすべてのケースについて、解消に向けて取り組み、現在解消している状態である。このことは、教職員等のいじめに関する意識が高まったことにより、いじめを積極的に認知し、対応していくようになったことが大きな要因であると考えられる。また、本校のいじめ発見のきっかけとしては、「担任が発見したもの」が多くの割合を占めている。生徒とスクールカウンセラー（以下：SC）、スクールソーシャルワーカー（以下：SSW）を含む教職員との関係性を大切にすることで、いざという時に相談しやすい関係性ができつつあることも大きな要因の一つであると思われる。

しかし、問題が複雑化かつ長期化するものもありうることも考えられSC、SSW等の専門性を持った職員や教育委員会・警察等の関係機関と密な連携を図っていくことが必要である。また、いじめの被害者、加害者双方の心のケア等も必要であり、この点においても、SC、SSW、養護教諭、学級担任等による教育相談体制、支援体制づくり、有効ないじめ発見の方法等を研究していくことが一つの課題であるといえる。

インターネット上のいじめは、一旦、発生すると不特定多数の者に情報が流出してしまうことから、解決が難しくなる問題である。スマートフォン等の生徒への急速な普及を考えると、今後、さらに深刻な事態も憂慮され、情報モラル教育、警察等との連携も重要となっている。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織

本校では、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため法第二十二條の規定に基づき、いじめの防止等の対策のための組織設置をする。

#### いじめ防止対策推進法 第二十二條

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### (1) 組織の名称

香南市立赤岡中学校いじめ防止等の対策のための組織（以下：校内支援委員会）

## (2) 組織の役割

学校が組織的・かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときに、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、事案に関係する生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方法の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

## (3) 組織の構成

校内支援委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、SC、SSW等を委員として構成する。

## 3 いじめを「未然に防止」するための取組

### (1) 教職員の人権意識向上を目指した校内研修等の充実

- 講師を招聘していじめ問題等に関する研修を実施し、教職員の人権感覚及び感性、「気づく力」の向上を図る。
- 校内授業研などを通じ、人権教育を基盤とした、豊かな人間関係の中で学びあう。授業の質の向上に取り組み、生徒の人権感覚及び感性を育成する授業力向上に努める。
- 教職員等の言動により、児童生徒の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (2) いじめを予防する相談機能の整備

- 生徒への日常的な声かけや定期的な面談、日記の点検やいじめアンケートなどを活用し、年間を通じて生徒の内面へのアプローチを行う。
- SCと連携して、教育相談機能を強化する。
- SCと連携して、いじめ等にかかわらず日頃から生徒の心のケアに努める。

### (3) 生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- 組織的に肯定的な言葉がけを行うことに教育活動全体を通じて取り組み、生徒の自己有用感・自尊感情の育成に努める。
- 学校のあらゆる場面において、生徒同士をつなげることで生徒にとって安心・安全な居場所、人間関係を確立する。

### (4) きめ細かな生徒の情報共有の推進

- 校内支援委員会で情報交換を行い、全校で生徒の情報を共有する。

- 赤岡中学校学校運営協議会において、児童生徒について情報交換を行う。
- (5) 「いじめ防止」について、生徒・保護者・地域と共に学ぶ、広報・啓発活動の推進
  - 生徒に対して、いじめの定義やいじめの法律上の扱い、解決へのプロセス、本校の指導方針等の授業を行い、いじめ防止への知識・理解を促進する。
  - 生徒会を中心に「いじめ」に対する取組を行い、全校生徒に周知徹底を図る。
  - 学校便りや入学式での学校長による説明等で地域・保護者への啓発を行う。

(6) 人権教育の充実

学校生活全般において、人権尊重を基盤とする教育活動を実践する。教職員自らが率先して人権を尊重する集団を形成することで、いじめを生じさせない温かい雰囲気のある学校、学級づくりを実践する。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを生徒に理解させる。生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

(7) 道徳教育の充実

学校で行う道徳教育は、生徒が人間としての在り方を自覚し、よりよく生きていくための基盤となる道徳性を育成することをねらいとしている。未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大切となる。いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会うことで道徳性を養い、人権尊重の精神を培う。

#### 4 いじめの「早期発見」「解消」に向けた取組

(1) いじめの早期発見のために講じる手立て

- 日常の生徒の観察、日記の点検などで生徒理解、積極的ないじめ認知に努める。
- 学期初めに生徒面談を実施し、生徒理解、積極的ないじめ認知に努める。
- 定期的ないじめアンケート等で生徒の内面にアプローチし、生徒理解、積極的ないじめ認知に努める。
- アンケート終了後、いじめにあたる件については早期に面接を行い、早期対応に徹する。校内支援委員会にて情報共有し、いじめを受けた生徒に対して面接、心のケアを継続して行う。
- SCを活用して相談機能を強化し、積極的ないじめ認知、心のケアに努める。
- 校内支援委員会（年間20回以上）の情報交換において、積極的ないじめ認知に努めるとともに、早期に情報を全校で共有する。
- 赤中地区教育懇談会（赤岡中学校区保小中高連携の会）、赤岡中学校学校運営協議会で、保小中高、地域との情報共有に努める。

(2) いじめの解消に向けた組織的な対応

- 校内支援委員会は、いじめの発見や訴えがあったとき、いじめが疑われるとき、いじめアンケート等をもとにした個別調査によって事実を把握したときにすぐに開催する。
- 校内支援委員会で丁寧に事実を調査し、いじめ等が認知された場合は、被害生徒の安全確保や加害生徒への指導方法等を検討し、被害生徒に寄り添った解消に向けて、組織的に、かつ迅速に

対応する。

- 校内支援委員会では、学校としての対応を協議し、学年会等の各部署と一体的に、全校で足並みをそろえて迅速に対応する。
- 校内支援委員会では、事実を正確に記録し、該当生徒の保護者に対して丁寧に情報提供を行い、保護者の理解と協力のもとで解決・解消に努める。
- 校内支援委員会では、積極的に教育委員会や警察等の関係機関と協力して、解消に努める。

## 5 いじめを発見・通報を受けたとき教職員の気をつける事等について

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず直ちに、校内支援委員会に報告・相談し、校内支援委員会を中核として速やかに対応する。

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、校内支援委員会に報告を行わないことは、法第二十三条第1項の規定に違反し得る。

### いじめ防止対策推進法 第二十三条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめを受けた生徒を守り通すことを第一義として、被害生徒や保護者の心情を十分に考慮したうえで、被害生徒の立場に立った組織的・継続的な支援・援助を行う。

一方、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、SC、SSW等の心理、福祉の専門家を活用し、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった、再発防止のための適切かつ組織的・継続的な指導及び支援を行う。

これらの対応について、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意するとともに、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校内支援委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、

期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内支援委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む組織的な対処を確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る事を踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害生徒の心のケアを行う。

### Ⅲ いじめ対応の共通理解および組織的・計画的な実施

#### 1 方針や取組の検証と評価について

校内支援委員会の機能と取組の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察等との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携取組状況を検証・評価し、さらに取組を深化させる。また、いじめを生まない学校・学級づくりを含めた組織的・計画的な取組のためのチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

## 2 チェックリストの作成・実施

.....チェックリスト.....

### 学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかを  
ふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

#### 1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
学校づくり・ 授業づくり	生徒がなかまとともに学び意欲的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	生徒同士、生徒と教師が、「授業でつなぐ・授業でつながる」ことを目指した授業改善に取り組んでいる	4	3	2	1
		4	3	2	1
		4	3	2	1
生徒理解 集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人ひとりと会話するよう心がけている	4	3	2	1
	安心・安全な学級づくりに努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にされた授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
教職員の 資質能力向上	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1
		4	3	2	1

## 2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織(校内支援委員会)」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
		4	3	2	1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1
	被害生徒、加害生徒の心のケアに、ＳＣ等と協力して取り組んでいる(未然防止も含む)	4	3	2	1

## 3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

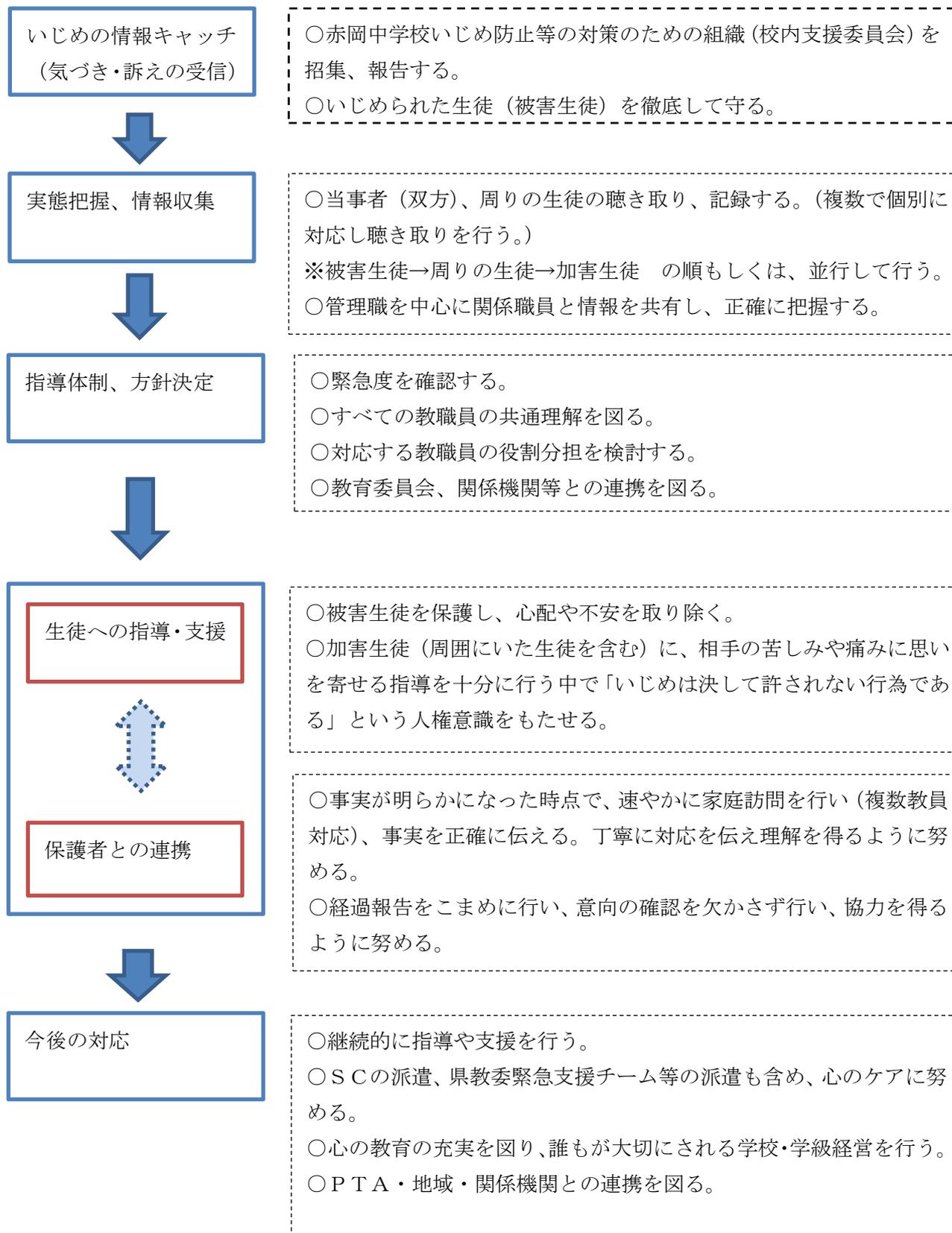
項目		チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている		4	3	2	1
PTA活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている		4	3	2	1
		4	3	2	1

[学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト【教職員用】\(例\)](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/ijime-checklist.html) | [高知県庁ホームページ \(kochi.lg.jp\)](http://www.kochi.lg.jp)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/ijime-checklist.html> (アクセス R6.10.29 12:00)をもとに加筆修正

### 3 いじめの発見から解決まで

#### (1) いじめ対応の基本的な流れ



## (2) 事実確認と支援・指導について

### ① 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

#### 【被害生徒に対して】

- ・事実確認とともに、まずつらい気持ちを受け止め共感する。
- ・「全力であなたを守る」という教職員の姿勢を伝える。
- ・「あなた（のいうこと）を信じている」という思いを伝える。
- ・事実や内容を一つ一つ正確に抑えるとともに、当事者が何について、どう感じているのかを受容的・共感的に聴く。
- ・当事者の気持ちを確認めながら聴く。
- ・話してくれたことに、感謝の気持ちを伝える。
- ・生徒の気持ち、意向も尊重しながら個人や学級全体への具体的な対応について一緒に考える。

#### ※把握したい事実

- ①いつ頃から、②誰にどんな行為をされたか、③そのときどう感じたか、
- ④今どう思っているか、⑤周りの友達の様子はどうか

#### 【保護者に対して】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い（複数教員対応）、事実を正確に伝える。丁寧に対応を伝え理解を得るように努める。
- ・学校として被害生徒を徹底して守ることを伝える。
- ・経過報告をこまめに行う。意向の確認を欠かさず行い、協力を得るように努める。
- ・被害生徒のことを第一に一緒に考え、共に支えていきたいことを伝える。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・家庭での生徒の変化等にも注意してもらい、家庭との協力体制を確認する。
- ・継続して、家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを確認する。

### ② 加害生徒（いじめた生徒）への対応

#### 【加害生徒に対して】

- ・いじめの事実について、受容的に聴く。
- ・納得できないことや、矛盾点などは、率直に伝え、事実関係を明確にし確認していく。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分話を聞き、加害生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### 【保護者に対して】

- ・速やかに家庭訪問を行い（複数教員対応）、誤解を招かないように誠意をもって事実関係を直接伝える。「たとえ、悪気がなくてもいじめられた生徒が苦痛を感じていればいじめである」ことを説明するとともに、傷ついた生徒や保護者がどんな気持ちでいるのかを伝える。
- ・常に生徒のために一緒に考え、支えていく姿勢を示す。生徒のことで、当面気を付けていかな

なければならないことを一緒に検討していく。

・自分の子どもがいじめていると知った保護者の怒りやつらい気持ち、相手方への謝罪の気持ち、今後への不安などをしっかり受け止め聴いていく。

### ③ 周囲の生徒への対応

・被害生徒の秘密を守り、その上で、当事者だけの問題にとどめず、学級・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する立場への転換を促す。

・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示し、あるべき集団の在り方等について指導する。

・はやし立てたり（観衆）、見て見ぬふりをする（傍観者）行為も、いじめを肯定していることにつながることを理解させる。

・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

・心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを伝えていく。

### ④ 地域・関係諸機関との連携

学校の指導・支援だけでは解決が困難な場合、適時適切に地域や関係諸機関と連携を図る。

県教育委員会緊急支援チームの活用など組織で対応をしていく。

### ⑤ 継続支援と再発防止（P D C Aサイクルの活用）

・生徒たちの心のケア

・学校・家庭が一体となった取組

・取組の再点検

### (3) ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット、SNS等への不適切な書き込み、写真、動画の投稿等があった場合、問題の個所を確認し、その個所を印刷、保存等するとともに、校内支援委員会へ報告し対応を協議する。関係生徒への聞き取りを行い、被害生徒の心のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みや投稿等の削除については、被害生徒の意向を尊重しながら、教育委員会、警察署や地方法務局、ネットパトロール等の外部機関と連携して対応する。また、当該生徒、保護者の心のケア（カウンセラー、相談機関等の紹介を含む）に努める。

また、情報モラル教育を推進し、「情報の発信者」「情報を受け取る側」の知識や心構え等を学習する機会を設けるようにする。

#### 4 年間指導計画

月	関連する教育活動		サイ クル	学校いじめ校内支援委員会
	学校行事等	いじめに係る取組内容項目番号※		取組内容・備考(※)
3	学校運営協議会①	いじめ防止基本方針の確認①	P	いじめ防止基本方針の確認
4	職員会・校内研修	いじめ防止基本方針の確認① 運営方針と役割分担の確認③	P	いじめ防止基本方針の確認
	入学式・始業式	いじめ防止に関する生徒・保護者への説明①	D	
	参観日・PTA総会	いじめ防止に関する保護者への説明①	D	運営方針と役割分担の確認
	家庭訪問・学級担任との面談(保護者)	保護者との関係づくり① いじめに係る情報収集②	D	
5	情報モラル研修	情報機器利用・ネットいじめ④	D	
	学校運営協議会②	いじめの取組の評価・改善⑥	C A	いじめ基本方針の修正等
6	授業研①	授業改善のための取組①	D	
	生徒総会	いじめ問題に係る取組①	D	
	校内研修①	教職員の人権感覚の向上④	D	
	いじめアンケート①	いじめの早期発見・早期対応②	C A	調査結果集約・対応検討
7	教育相談①	いじめに係る情報収集②	D	
8	校内研修②	教職員の人権感覚の向上④	D	
	教職員検証	チェックリストによる検証(1回目)⑤	C	いじめの取組の中間検証
9	学級担任との二者面談	いじめの早期発見・早期対応②	D	
11	授業研②	授業改善のための取組①	D	
	いじめアンケート②	いじめの早期発見・早期対応②	C A	調査結果集約・対応検討
	学校運営協議会③	いじめの取組の評価・改善⑥	C A	いじめ基本方針の修正等
	学校評価(教・保)※ <sup>1</sup>	いじめ防止基本方針の評価⑥	C	※ <sup>1</sup> : 教職員・保護者
12	教育相談②	いじめに係る情報収集②	D	
2	教職員検証	チェックリストによる検証(2回目)⑤	C	
3	学校運営協議会④	いじめの取組の評価・改善⑥	C A	
	職員会	いじめ防止基本方針の変更案の検討・決定⑥	P	いじめ防止基本方針の決定

学級での構成的グループエンカウンター(各クラス毎月実施): 人間関係づくりの取組①

※項目番号 ①いじめ防止のための取組 ②早期発見・早期対応の在り方 ③教育相談体制・生徒指導体制の確立

④教員の資質向上に資する校内研修の充実 ⑤チェックリストの作成・実施 ⑥基本方針のチェックと見直し